

(問3) 特別支援教育を充実するために、学校では何から始めたらよいのですか。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒に対して一人の教師が取り組むものではなく、学校の全教職員が組織として取り組むものです。

そこで、まず、学校は障害のある幼児児童生徒への指導を学級担任任せにするのではなく、校長が特別支援教育についての基本的な考え方や方針を学校経営計画に明確に示し、全教職員が協力し合い、学校全体として組織的、計画的に進めることが必要です。

次に、全教職員が一つの方向性をもって計画的に推進していくために、特別支援教育に係る推進計画を作成します。推進計画の内容としては、例えば次のようなものがあります。

- 特別支援教育の推進目標
- 校内支援体制
- 研修及び会議等の年間計画

学校評価システムを活用した特別支援教育の充実

文部科学省が平成18年3月に策定した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」において、評価の項目、指標の例として、「特別支援教育」を挙げています。

具体的には、「障害のある児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援がなされたかどうかを評価すること」としており、評価指標として、「校内支援体制の整備状況」「交流及び共同学習の実施状況」「個別の指導計画及び教育支援計画の作成状況」「医療、福祉等の関係機関との連携状況」を例示しています。

各学校においては、学校評価システムを活用した特別支援教育の充実が期待されています。

(1) 校内支援体制

校内支援体制を確立するためには、次のような取組みが有効です。

- 校内委員会での支援の検討（留意事項）
- 特別支援教育コーディネーターによる連絡・調整（留意事項）
- 専門家（巡回相談員等）の活用（留意事項）
- 個別の教育支援計画に基づく支援の実施（留意事項）

留意事項

校内委員会を効果的に機能させるために、学校の規模などの実態に応じて、既存の校内組織を活用しながら適切な設置の仕方を選びます。そして、障害のある幼児児童生徒一人一人について定期的に話し合う時間及び場を確保することが大切です。

留意事項

特別支援教育コーディネーターによる連絡・調整を円滑に行うためには、校内組織図の中に特別支援教育コーディネーターの位置付けを明確に示しておくことや学校要覧や学校通信等に誰が特別支援教育コーディネーターであるかを示しておくことが有効です。

留意事項、**留意事項**

支援方法や支援体制の検討を行ったり、個別の教育支援計画を作成したりする際は、専門家の助言を得ることが有効です。また、個別の教育支援計画は専門家の助言や関係機関との連携をとおして作成するとともに、校内での支援において活用するだけでなく、個人情報の取扱いに留意した上で、学校間や関係機関との連携において活用します。

(2) 研修及び会議等の年間計画

特別支援教育コーディネーターは研修及び会議等の年間計画の立案に当たって、研究主任等と連携し、校内研修や校内委員会の開催等の調整をします。年間の研修及び会議計画を作成することで、一年間を見通した特別支援教育の推進、特に定期的な校内委員会の開催が可能になります。その結果、学級担任だけの考えで支援を行うことなく、全教職員で障害のある幼児児童生徒一人一人を支援していく体制整備が図られます。

実践紹介：学校全体で取り組む特別支援教育

神石高原町立油木小学校（平成18年度特別支援教育授業改善推進事業 研究指定校）

特別支援教育全体計画を作成するとともに、校内委員会の設置に向けて、次に示す目的や役割等を全教職員に示し、今年度の取組みについて確認しています。

校内委員会の目的

特別な教育的ニーズをもつ児童のニーズを把握し、その支援の在り方を検討し、学校全体で支援を行うことができるようにする。

校内委員会の役割

- ・学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な児童に早期に気づく。
- ・特別な教育的支援が必要な児童の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方を具体化する。（ケース会議）
- ・保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援が必要な児童の個別の教育支援計画を作成する。
- ・校内関係者と連携して、特別な教育的支援が

必要な児童の個別の指導計画を作成する。

- ・特別な教育的支援が必要な児童の指導とその保護者との連携について全教職員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。等
- 流れ
- ・困難や問題への気づき
- 実態把握
- 支援の方針（ケース会議）
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画作成
- 指導・支援（担任・子どもに関わる全教職員）
- ・指導・支援に関する評価（担任・子どもに関わる全教職員）

呉市立片山中学校（平成18年度特別支援教育授業改善推進事業 研究指定校）

特別支援教育に係る生徒支援体制づくりのために、まず、個々のニーズの把握のための視点として「発達上の課題」「生活習慣上の課題」「保護者からの情報」「小学校との連携」を設定しています。

次に、支援の流れとして、

第一段階：支援を必要とする生徒の情報交換・決定、保護者との連携等

第二段階：特別支援教育推進委員会により、支援計画の作成、校内の役割分担の決定、保護者・専門機関等との連携、教職員の共通理解を図っています。

広島県尾道南高等学校（平成18年度文部科学省委嘱事業「特別支援教育体制推進事業」実施校）

学校経営計画のミッションの中に「多様な生徒のニーズに対応する学びの場の創造」を挙げ、特別の支援を必要とする生徒に対して組織的に対応しています。

具体的には、総括主任を特別支援教育コーディネーターに指名し、ケース会議を行う支援チーム会議を実施しています。また、教育委員会が実施する研修会への参加や巡回相談員の助言により、教員が共に考え合う体制が整備されるとともに専門性が高まるなどの成果が表れています。

引用・参考文献

- 文部科学省「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」平成16年
- 文部科学省「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」平成18年
- 広島県教育委員会「一人一人が輝くために 小・中学校における障害のある児童生徒のための支援体制づくり」平成18年
- 神石高原町立油木小学校「平成18年度特別支援教育授業改善推進事業のまとめ」平成19年
- 呉市立片山中学校「平成18年度広島県特別支援教育授業改善 公開研究会研究紀要」平成19年